

障害者等の移動の支援について

平成27年7月14日

【論点の整理(案)】

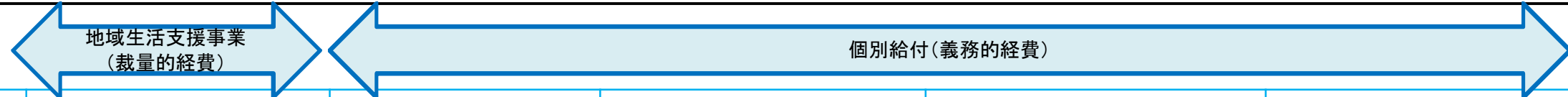
○ 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・個別支援と集団支援の観点等による役割分担

～障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系～

- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給付（義務的経費）」でサービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援や複数の者に対する移動の同時支援（グループ支援）などを行うため、市町村を実施主体とする「地域生活支援事業（裁量的経費）」（移動支援事業）としてサービスを提供（マンツーマン、複数の者、いずれの対応もあり得る）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外としている。



	移動支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
対象者	○ 障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者	○ 障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害） ・ 障害支援区分1以上	○ 障害者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者） ・ 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者	○ 障害者・障害児（重度の視覚障害） 【身体介護なし】 ・ 同行援護アセスメント票の基準を満たす者 【身体介護あり】 上記に加えて ① 障害支援区分2以上 ② 障害支援区分調査項目のうち「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定	○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害） ・ 以下のいずれにも該当 ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
支援の範囲	○ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援 ○ 実施方法 ア 個別支援型 イ グループ支援型 ・ 複数の障害者等への 同時支援 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援 ウ 車両移送型 ・ 福祉バス等車両の巡回による送迎支援	居宅における ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ 生活等に関する相談及び助言 ○ その他生活全般にわたる援助 外出時における ○ 病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助	居宅における ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ その他生活全般にわたる援助 外出時における ○ 移動中の介護 ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。	外出時における ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助	○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助
移動の目的	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出	○ 病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く

移動系障害福祉サービス等（身体障害）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
肢体不自由者	移動支援	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">重度訪問介護</p> </div>					
児							
視覚障害者	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">居宅介護 (通院等介助)</p> </div>						
児							
	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">同行援護</p> </div>						

※ 通所系サービス（障害児を含む。）には、送迎加算がある。

移動系障害福祉サービス等（知的障害・精神障害）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
知的障害者	移動支援	居宅介護 (通院等介助)			重度訪問介護		
児					行動援護		
精神障害者					重度訪問介護		
児							

※ 通所系サービス（障害児を含む。）には、送迎加算がある。

障害者の移動を支援する福祉サービスの実績等の比較

1 移動支援の利用者数

○個別給付

＜利用状況(平成27年2月国保連データ)＞

サービス種別	利用者数
居宅介護	153,864人
うち通院等介助及び通院等乗降介助算定者数	31,547人
重度訪問介護	9,880人
うち移動介護算定者数	5,698人
同行援護	21,910人
行動援護	8,192人

○地域生活支援事業

＜利用状況(平成25年度執行実績)＞

事業名	利用者数
移動支援事業	100,448人

(注) 個別支援型のみ(平成26年3月利用分)

○個別給付と地域生活支援事業における移動の目的(比較)

区 分	移動の目的
個別給付	<p>(居宅介護)</p> <p>○ 病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助</p> <p>(重度訪問介護、同行援護及び行動援護)</p> <p>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</p> <p>※「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く</p>
地域生活支援事業	<p>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</p>

具体的な取扱いは各市町村の判断

○個別給付と地域生活支援事業の実施方法(比較)

区 分	実施方法		
	個別給付	個別支援	—
地域生活支援事業	個別支援 ・個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援	グループ支援 ・複数の障害者等への同時支援 ・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援	車両移送 ・福祉バス等車両の巡回による送迎支援 ・駅等の経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等

地域特性や利用者ニーズ等に応じ、各市町村の判断で柔軟に実施

- (例)
- 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
 - ・介護者の疾病、入院等により一時的に通勤時の介助が困難となった場合
 - ・通勤ルートを知るための訓練として一時的に利用する場合
 - 通年かつ長期にわたる外出
 - ・保護者の就労により送迎が困難な場合
 - ・日中活動系サービス事業所、児童通所施設等へ通所する場合
 - ・世帯に障害者が複数いる、ひとり親、虐待等、送迎困難と認められる家庭の事情がある場合
 - その他
 - ・保護者の疾病、入院等により一時的に通学時の送迎が困難となった場合
 - ・通学ルートを知るための訓練として一時的に利用する場合
 - ・冠婚葬祭等のために一時的に利用する場合
 - ・その他、計画相談や審査会等で個別に必要と認められた場合

【論点の整理(案)】

○ 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・支援の対象者やそのニーズ(「社会通念上適当でない外出等」の範囲)
- ・支援主体(労働分野、教育分野等の合理的配慮との関係)や財源等
- ・他省庁や関係機関、関係団体との連携

通勤・通学支援について

雇用障害者数、就労移行支援利用者数、特別支援学校在学者数は以下のとおり。

【雇用障害者数、就労移行支援利用者数】

区分	雇用者数	就労移行支援利用者数
身体障害者	43.3万人	2,724人
知的障害者	15.0万人	12,792人
精神障害者	4.8万人	13,544人
難病等		97人
計	63.1万人	28,637人

出典：平成25年度障害者雇用実態調査、国保連データ(H27.2)

【特別支援学校在学者数】

区分	小学部	中学部	高等部	計
在学者数	38,168	30,493	65,730	134,031

義務教育課程で68,661人

出典：平成26年学校基本調査(文部科学省)

通勤支援・移動支援に係る議論（企業の合理的配慮）

○ 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会報告書

（平成24年8月3日）（抜粋）

3 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方について

(3) 職場における合理的配慮について

② 合理的配慮の枠組みと内容について

（合理的配慮の内容について）

- 通勤時の移動に関する支援については、労働法上、通勤は労働時間外であり、事業主の配慮すべき範囲とは言えないことから、福祉的サービスで対応すべきとの意見がある一方で、全て福祉的サービスで対応とした場合には多大な財政負担が生じるのではないかとの意見もあり、また、障害者権利条約への対応の在り方を検討するこの機会に、関係府省庁を跨いで積極的な検討を行うべきとの意見もあったことから、そうした意見を踏まえ、引き続き検討すべき課題である。

一方、事業主が通勤の配慮や便宜を図った場合には、助成などの支援が受けられる仕組みが重要である。

○ 改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書

（平成26年6月6日）（抜粋）

3 合理的配慮の提供に関する指針の在り方について

(4) 「合理的配慮の内容」について

- 合理的配慮は個々の労働者の障害や職場の状況に応じて提供されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることを踏まえ、指針に記載された事例はあくまでも例示であり、あらゆる事業主が必ずしも実施するものではないこと及び指針に記載されている事例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることを指針に記載することが適当である。

4 おわりに

- この他にも、障害者の就労の促進に当たっては、障害者と企業のマッチング機能強化、職場における障害者の把握、移動支援の在り方等、様々な課題があることから、行政において真摯に対応していくことが必要である。

障害者雇用納付金制度(※)における重度障害者等通勤対策助成金

(通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

※ 「障害者雇用率制度」に基づく雇用率(「常時雇用している労働者数」の2.0%以上の障害者を雇用)未達成の企業から徴収する「障害者雇用納付金」を財源とした各種助成制度

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	
①住宅賃借助成金 ○対象障害者の住宅の賃借			・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	10年間	
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置(事業主団体を含む)	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者		・配置1人 月15万円		
③住宅手当の支払助成金	・3級または4級の乳幼児期以前非進行性の脳病変による移動機能障害者		・障害者1人 月6万円		
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入(事業主団体を含む)	・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・バス 1台 700万円		
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱(事業主団体を含む)	・精神障害者	3/4	・委嘱1人 1回 6,000円		
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	※「②指導員の配置」 「④通勤用バスの購入」 「⑤通勤用バスの運転従事者の委嘱」		対象障害者が5人以上であることが必要		・委嘱1人 1回 2,000円 ・交通費 1認定 3万円
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借	※「⑥通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要				・障害者1人 月5万円
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動障害のいずれか2つ以上重複する者		購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円)		

平成27年度予算額 533,795千円 平成26年度支給実績 462,738千円

通学支援に係る議論（教育の合理的配慮）

○ 中央教育審議会初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(3) 一貫した支援の仕組み

② 学校外・放課後等における支援について

- 就労や社会参加を見通して教育目標を考えるという視点を持つことにより、学校が、保健や福祉サービス、相談支援事業所、専門機関とのつながりを柔軟に持つことが重要である。
- 学校が放課後支援サービスや外部機関と連携を密にし、児童生徒等の生活を一層充実させることが望ましい。その際、放課後支援サービス等においても、障害について理解のある者が配置されることが望ましい。
- 通学時の支援やコミュニケーション手段の確保について、教育・福祉の連携や社会的支援の整備等の支援の充実を図ることが望ましい。

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(2) 「基礎的環境整備」について

① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

(ア) 現状

義務教育段階においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を確保している。幼稚園、高等学校段階については、通常の学級、特別支援学校により対応している。

また、各教育委員会が専門家による巡回相談を行っているほか、特別支援学校はセンター的機能として幼・小・中・高等学校等への助言・援助を行っている。

さらに、「特別支援連携協議会」の開催等により、教育機関のみならず医療、保健、福祉、労働等の各関係機関との連携が進められている。

一部の自治体では、特別支援学校に在籍しつつ副次的な籍を居住地の学校に置く、又は、居住地の小学校等に在籍しつつ副次的な籍を特別支援学校に置くなどの弾力的な取組を行っている。

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校への就学等の特殊事情を踏まえ、障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の必要な経費について「特別支援教育就学奨励費」として、各自治体等において給付しており、国はその国庫負担等を行っている。

(イ) 課題

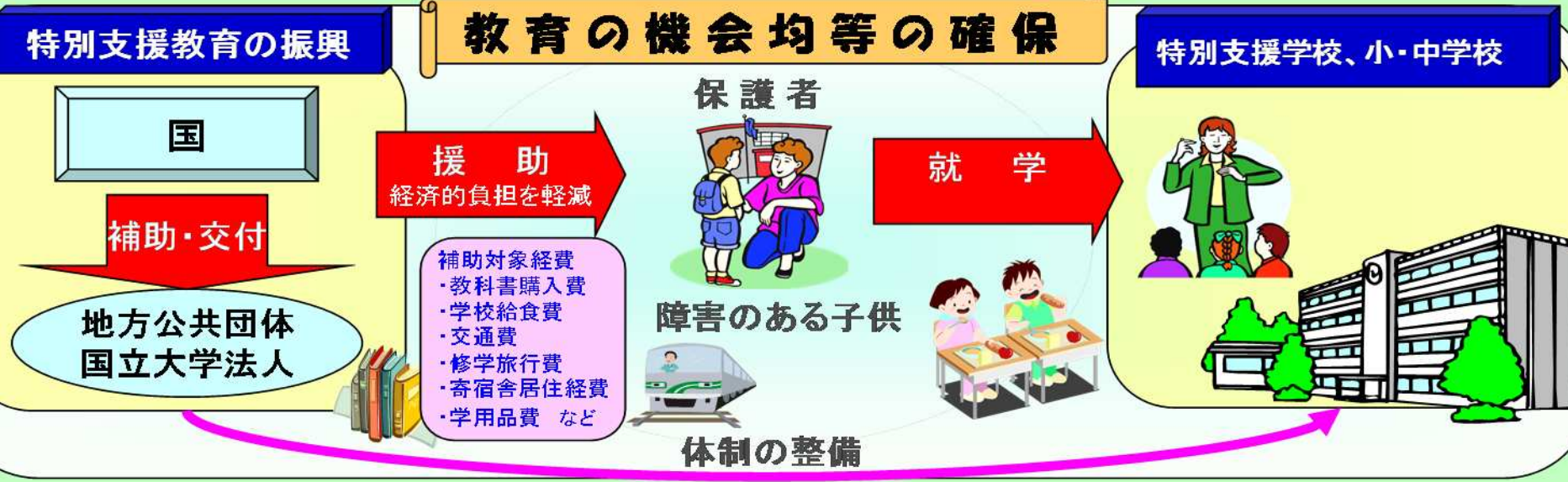
障害のある子どもが十分な教育を受けられるようにするためには、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備していく必要がある。

○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成27年度予算額 11,583百万円（平成26年度予算額 10,151百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

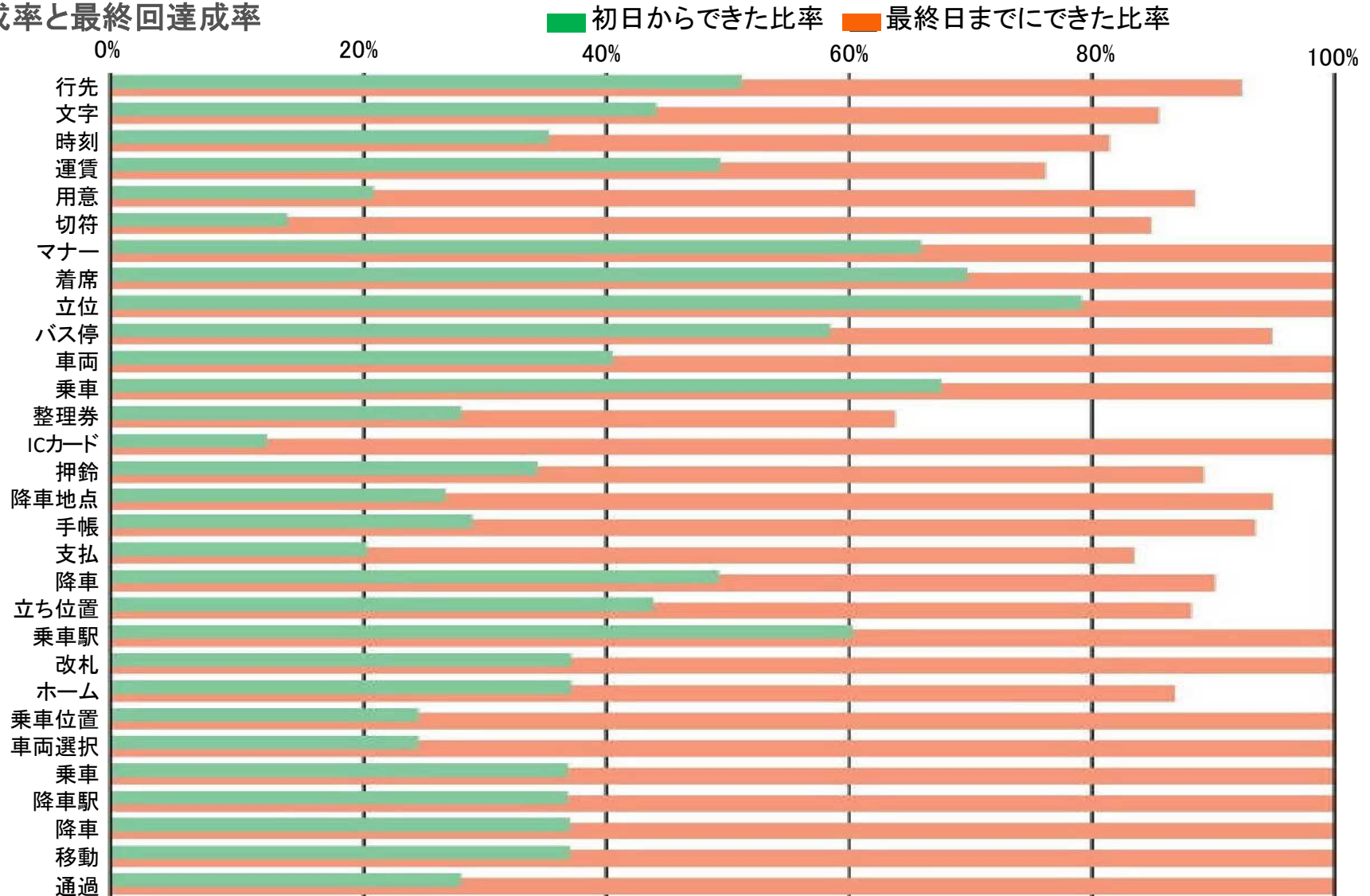
- **特別支援教育就学奨励費 負担金** 6,318百万円（6,133百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- **特別支援教育就学奨励費 補助金** 4,706百万円（3,510百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 公私立の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助
- **特別支援教育就学奨励費 交付金** 559百万円（508百万円）
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



バス、鉄道による交通移動乗車実験について

療育手帳を所持する知的障害者29人に対し、バス、鉄道に支援員の指導の下10回程度乗車してもらい、下記の事項について一人でできた割合を比較すると、初回と比べて最終日までに大幅な伸びを示しており、最終的にはバス利用者の73%、鉄道利用者の83%が一人で移動できるようになった。

初回達成率と最終回達成率



出典：大分県「ひとりで乗りたい」知的障害者通所自立支援マニュアル

入所中の介護給付費の取り扱いについて

○ 障害者総合支援法

第5条第10項 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

○ 障害者総合支援法施行規則

第6条の5 法第5条第10項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、(略)入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に対する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

○ 介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日障発0323002号)

第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

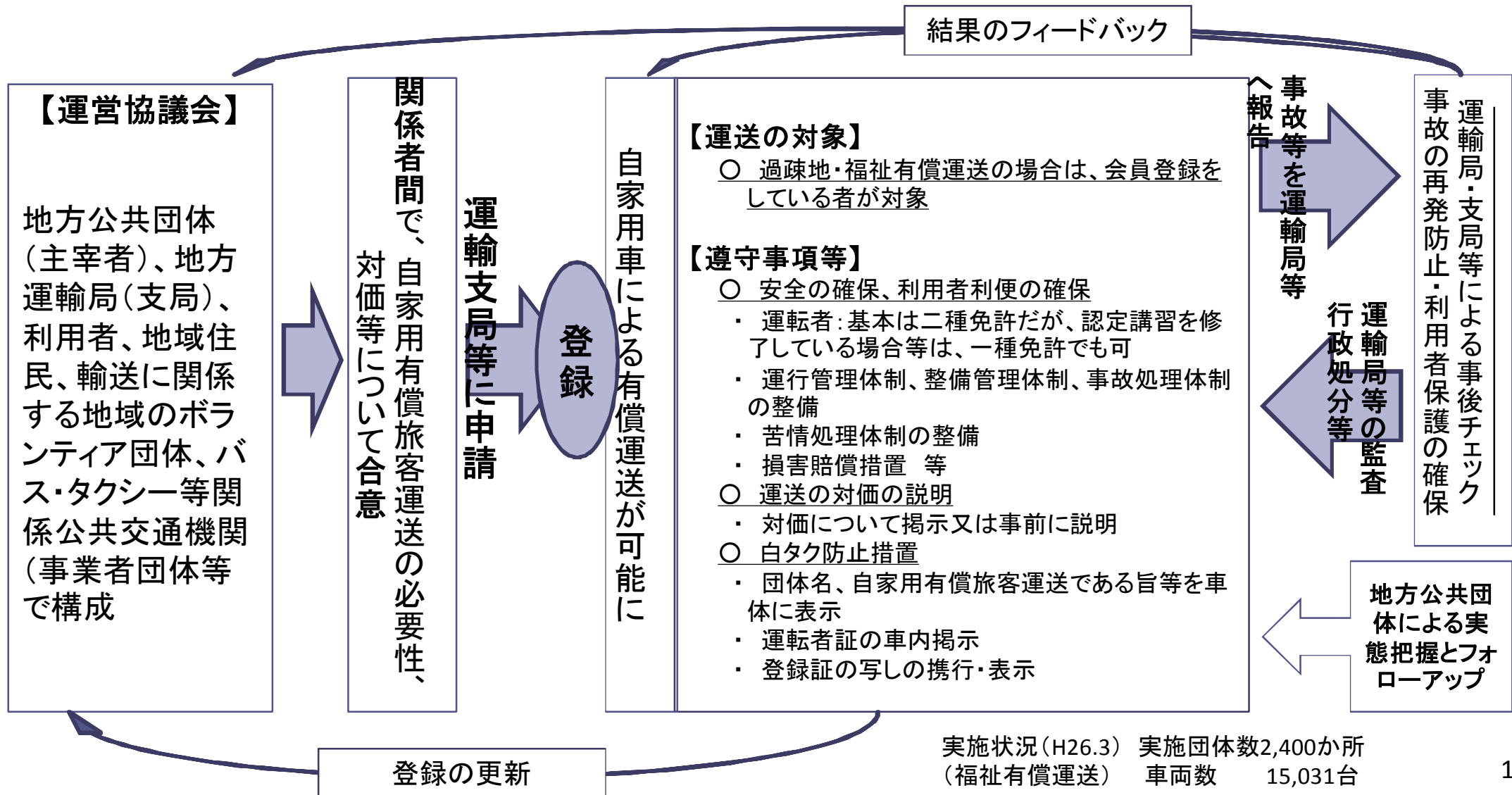
4 同時に支給決定又は地域相談支援給付決定ができるサービスの組み合わせ

(1) 併給調整関係

② 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動にかかる施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス(居宅介護等)については、原則として利用することはできない。ただし、障害者支援施設又はのぞみの園に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護について支給決定を行うことは可能である。

自家用車有償旅客運送の概要

福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関によっては障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいう。



參考資料

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
245単位(30分)～804単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に80単位加算

家事援助中心
101単位(30分)～
264単位(1.5時間)
1.5時間以降、15分を増す毎に
34単位加算

通院等介助(身体介護なし)
101単位(30分)～
264単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を増す毎に
67単位加算

通院等乗降介助
1回97単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度 障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ **事業所数** 18,644 (国保連平成27年2月実績)

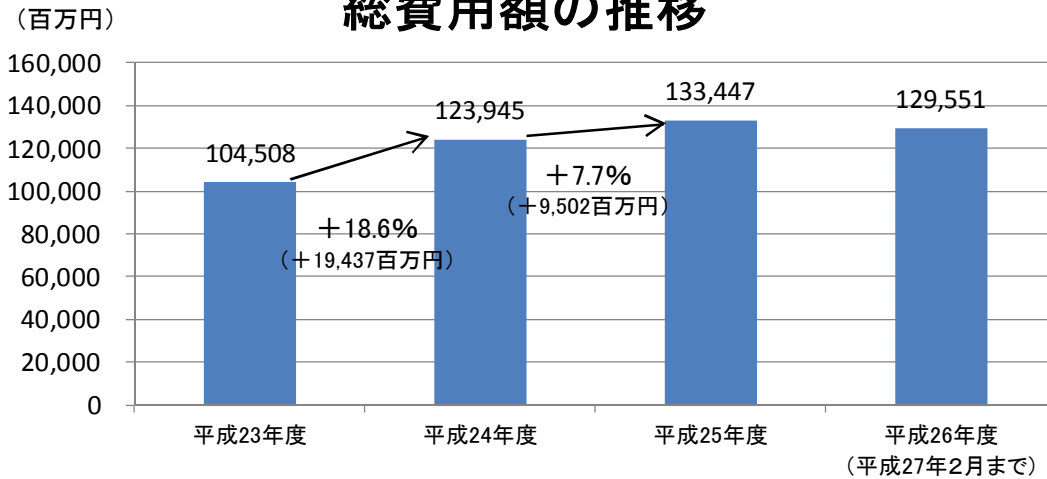
○ **利用者数** 153,864 (国保連平成27年2月実績)

居宅介護の現状

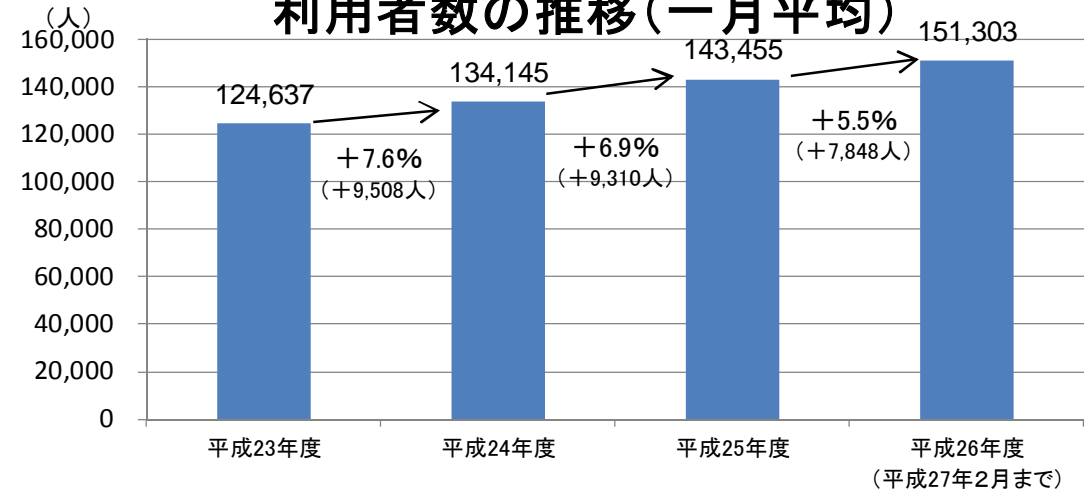
【居宅介護の現状】

- 居宅介護の平成25年度費用額は約1,334億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約8.7%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

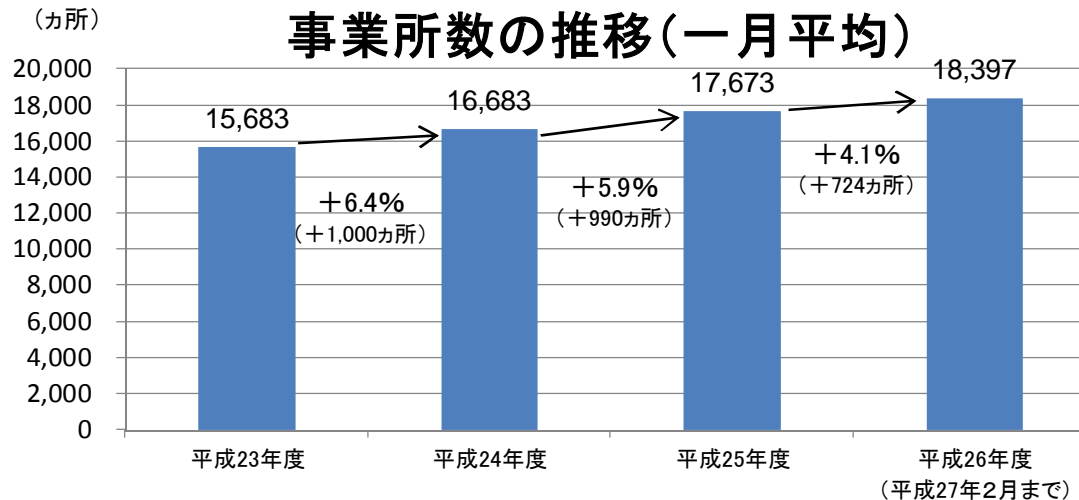
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
 - ※重度障害者等包括支援対象者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 (Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

183単位(1時間)～1,408単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

→サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 6,580(国保連平成27年2月実績)

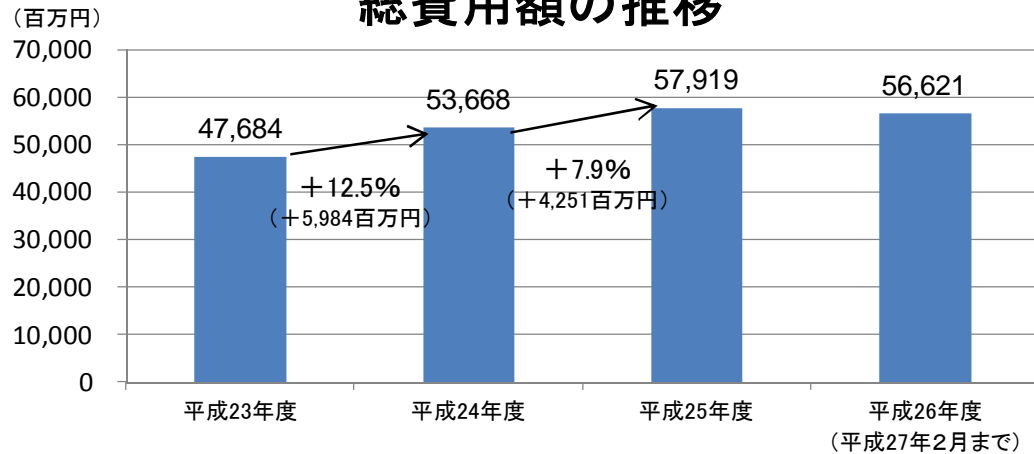
○ 利用者数 9,880(国保連平成27年2月実績)

重度訪問介護の現状

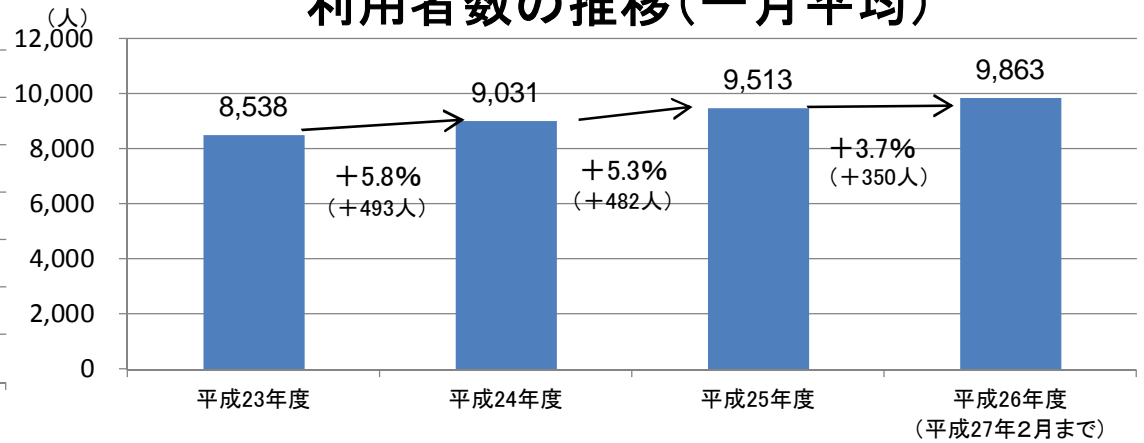
【重度訪問介護の現状】

- 重度訪問介護の平成25年度費用額は約579億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.8%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

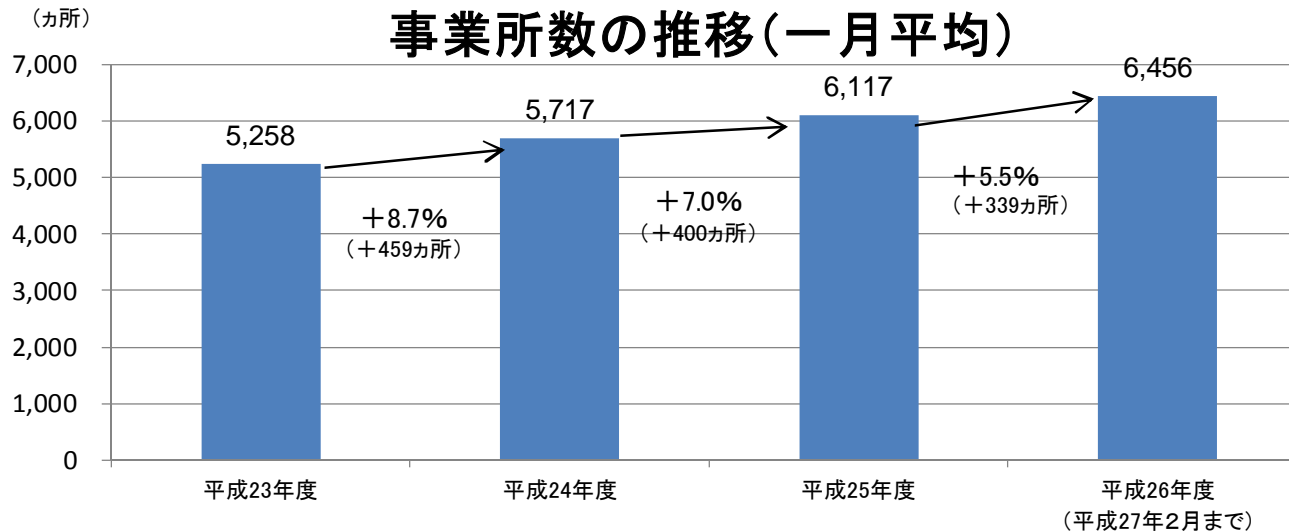
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
 - 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること
 - ・ 障害支援区分2以上
 - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあっては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成30年3月31日まで研修を終了したもののみならず経過措置を設ける)であって①又は②の要件を満たす者
 - ①介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
 - ②移動支援事業に3年以上従事した者 等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者(平成30年3月31日まで1年以上の実務経験を要しない経過措置を設ける) 等

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

(身体介護を伴う場合)

256単位(30分)～839単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

(身体介護を伴わない場合)

105単位(30分)～278単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

5,661 (国保連平成27年2月実績)

○ 利用者数

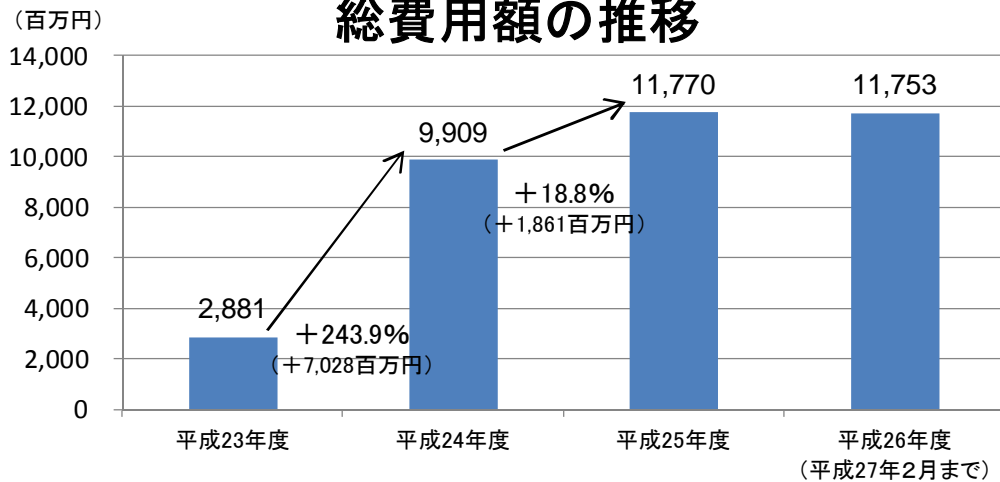
21,910 (国保連平成27年2月実績)

同行援護の現状

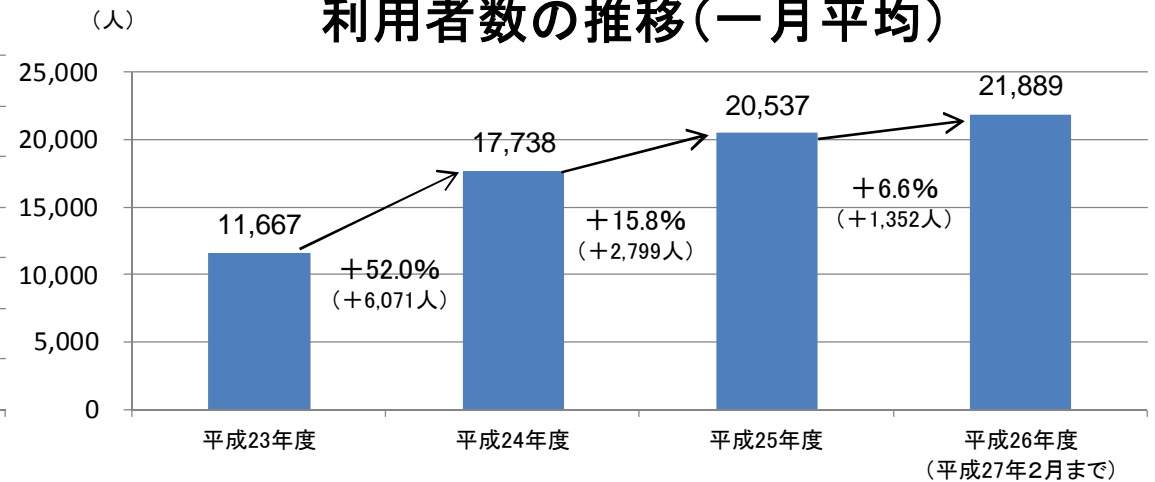
【同行援護の現状】

- 同行援護の平成25年度費用額は約118億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.8%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

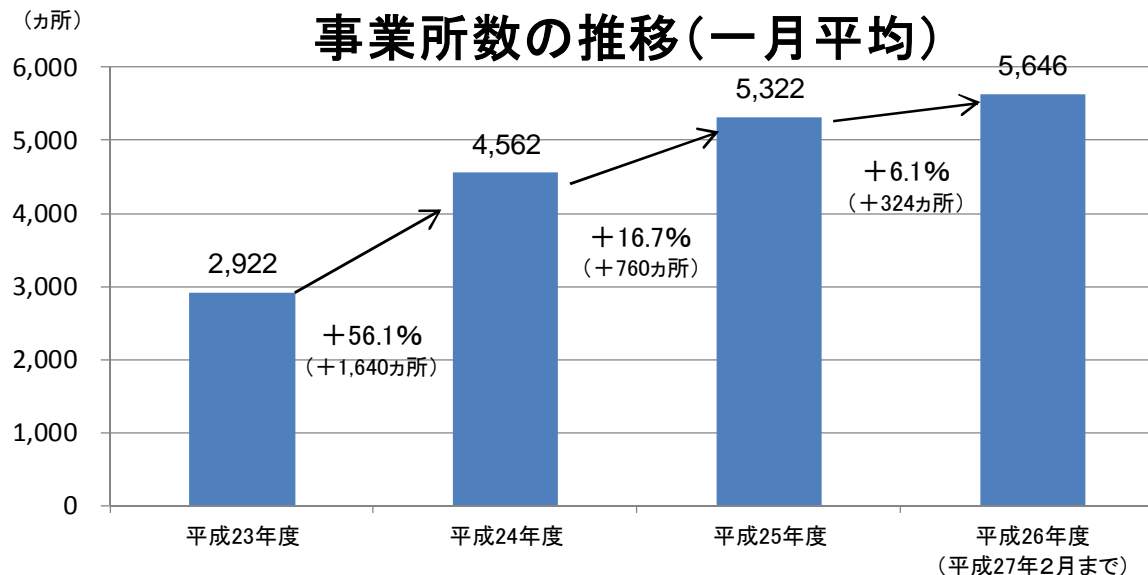
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

253単位(30分)～2,506単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)
→支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

1,415 (国保連平成27年2月実績)

○ 利用者数

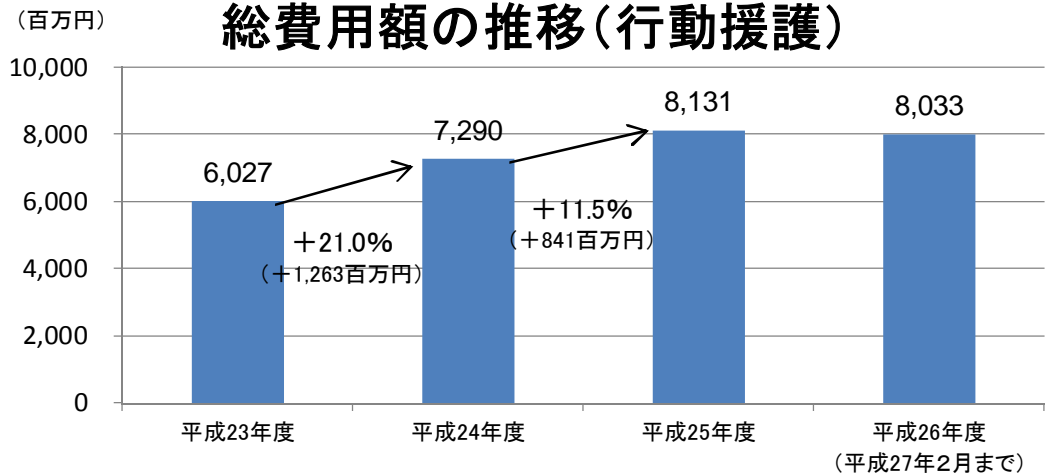
8,192 (国保連平成27年2月実績)

行動援護の現状

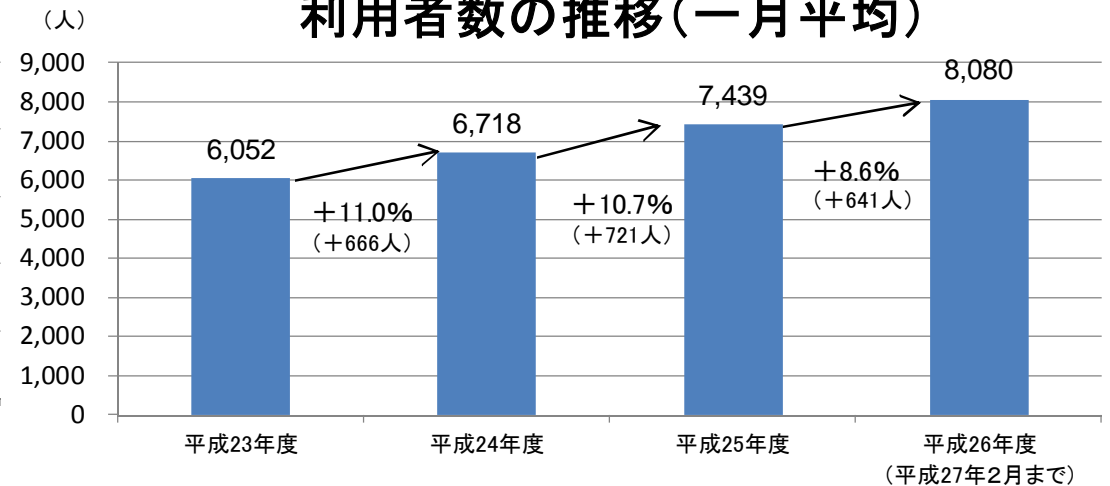
【行動援護の現状】

- 行動援護の平成25年度費用額は約81億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.5%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

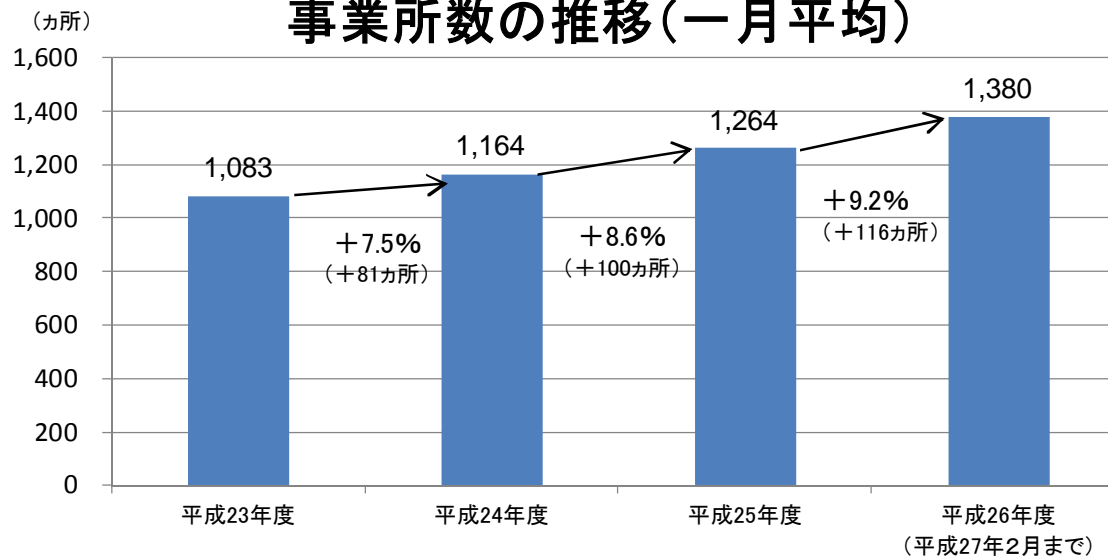
総費用額の推移(行動援護)



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



移動支援事業について

根拠：障害者総合支援法第77条第1項第8号

1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的

2 実施内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援

3 実施主体

市町村（地域生活支援事業の一つとして実施）

4 実施方法

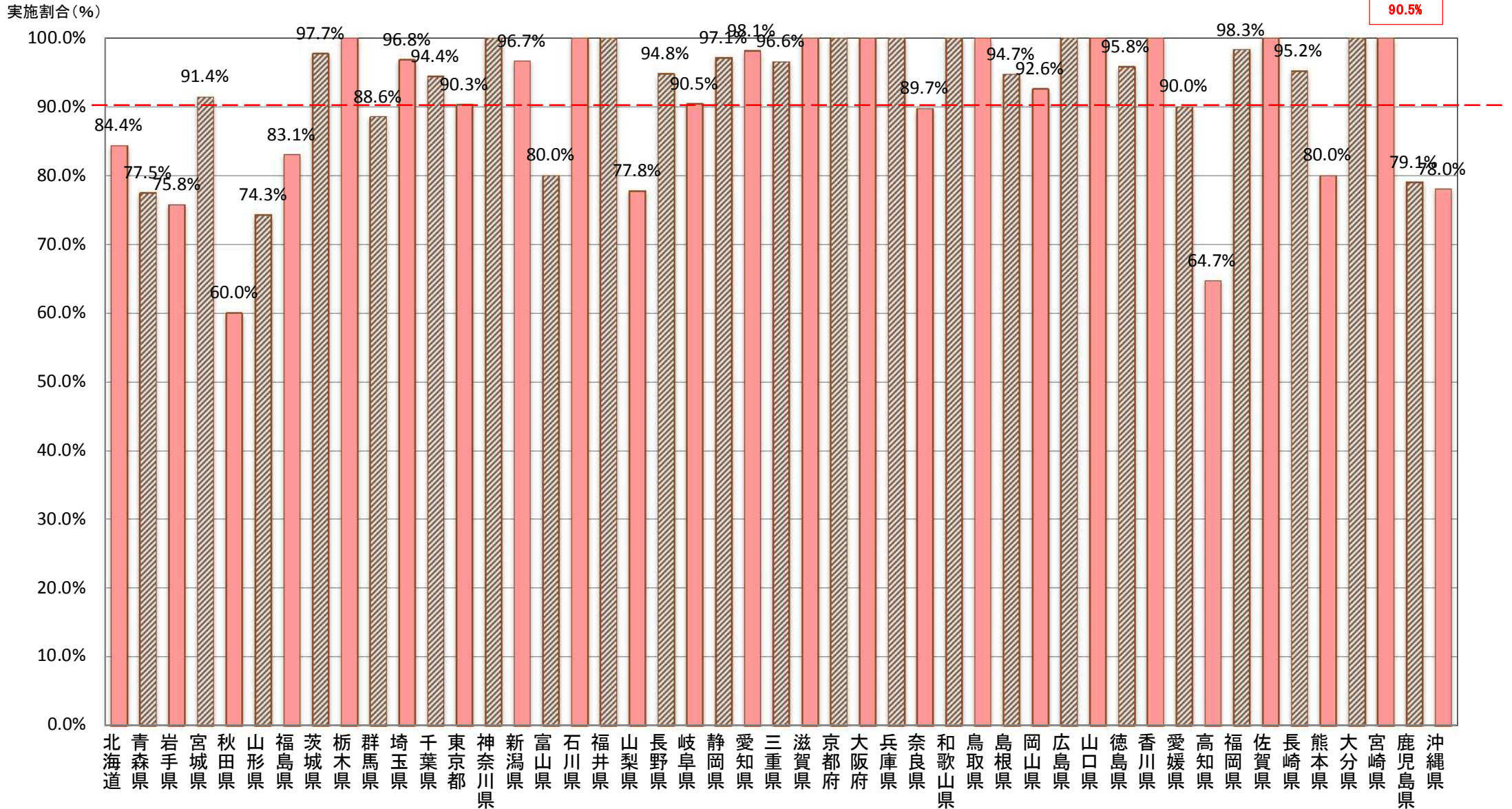
実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施
なお、利用料は負担を求めるか否かを含めて市町村が判断

5 サービス提供者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

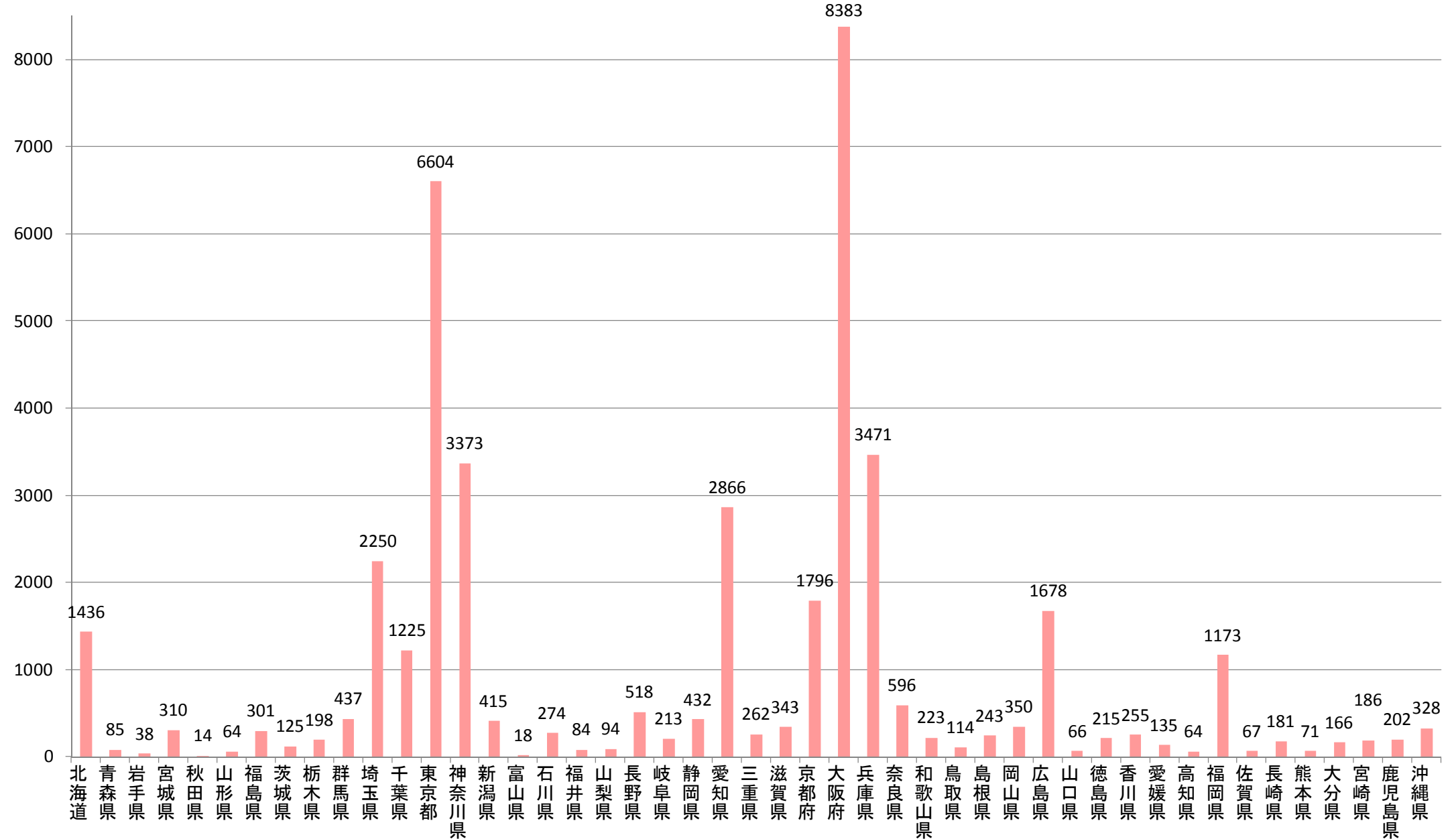
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,576市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は90.5%である。



※数値は平成25年度値。
 ※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

移動支援事業 都道府県別の事業費(平成25年度)

(単位:百万円)



※数値は平成25年度値。

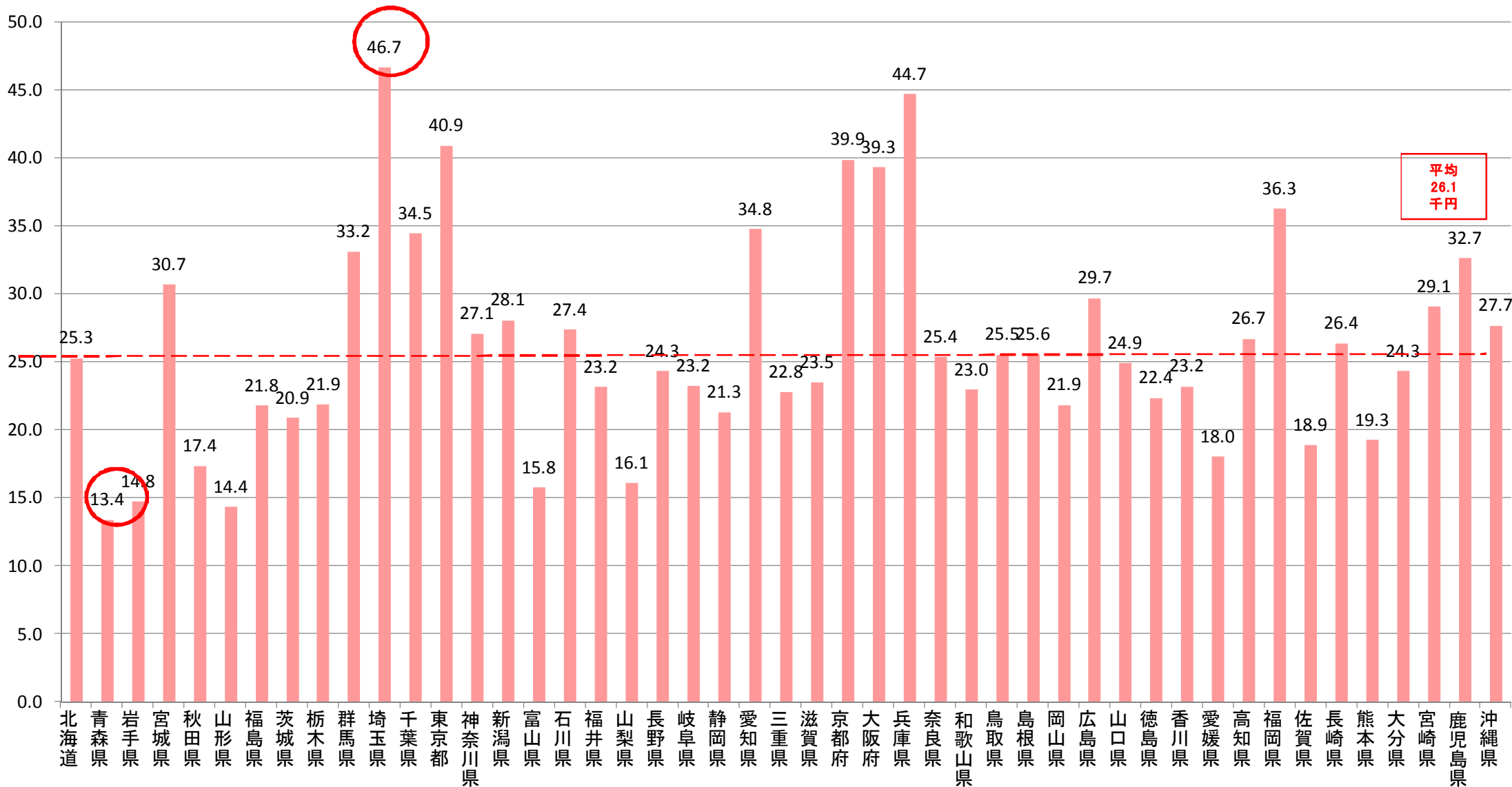
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

移動支援事業 都道府県別1人あたりの支出額(平成26年3月利用分)

(個別支援型)

【平均】26.1千円 【最大】埼玉県(46.7千円) 【最小】青森県(13.4千円)

(単位:千円)



※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したものの。

※「平均26.1千円」は、都道府県ごとの値を単純平均したものの。

移動支援事業 都道府県別の支出額と実利用人員(平成26年3月分)

(個別支援型)

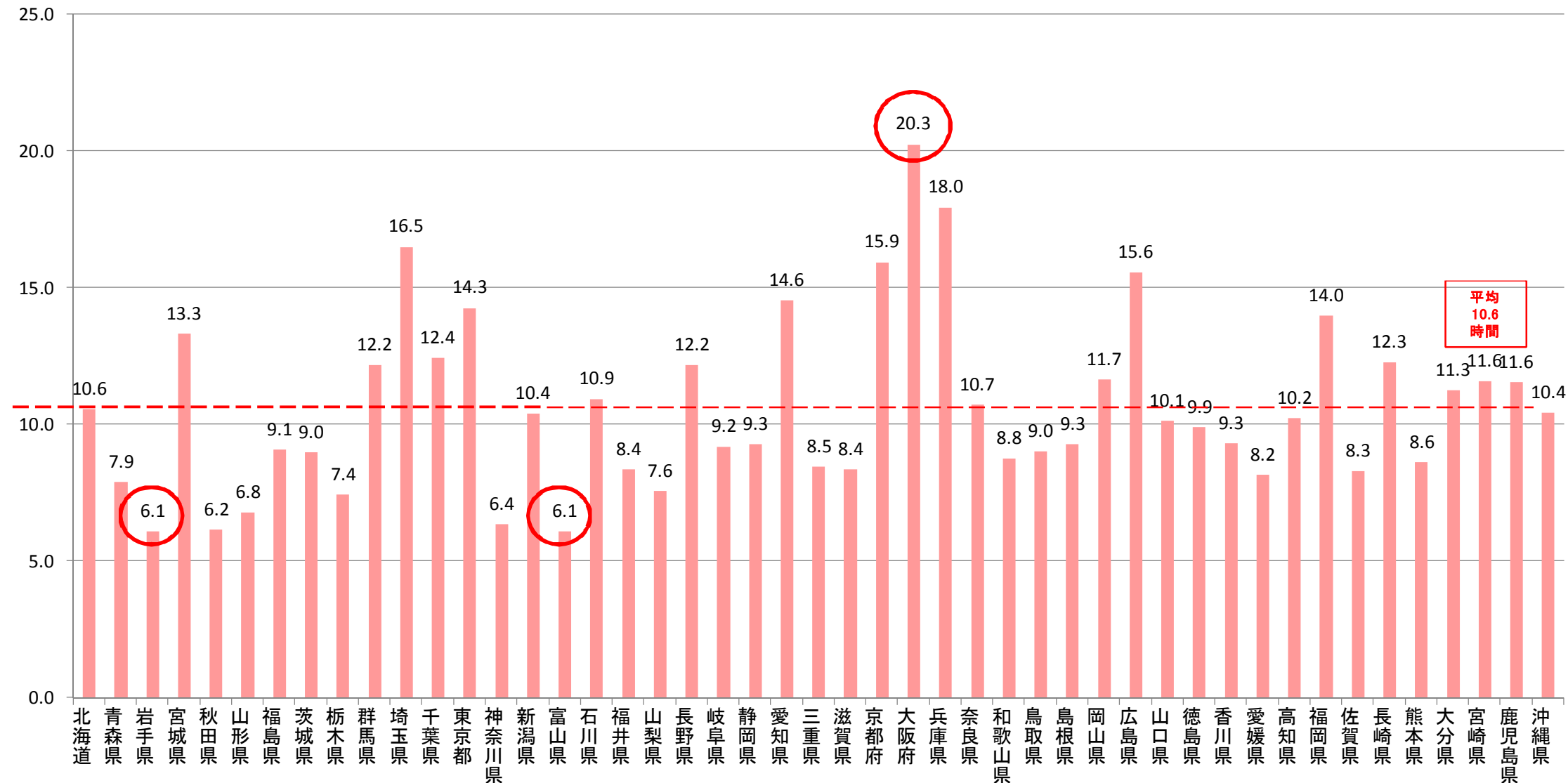
都道府県	支出額 (千円)	実利用人員 (人)	都道府県	支出額 (千円)	実利用人員 (人)
北海道	103,991	4,111	滋賀県	28,998	1,233
青森県	5,794	432	京都府	150,607	3,775
岩手県	2,421	164	大阪府	729,993	18,565
宮城県	27,760	904	兵庫県	282,639	6,318
秋田県	747	43	奈良県	49,696	1,959
山形県	3,076	214	和歌山県	17,306	753
福島県	21,898	1,004	鳥取県	9,246	362
茨城県	10,556	505	島根県	17,839	697
栃木県	15,374	702	岡山県	27,104	1,240
群馬県	40,974	1,236	広島県	124,924	4,207
埼玉県	180,799	3,872	山口県	4,915	197
千葉県	106,963	3,103	徳島県	16,436	735
東京都	525,566	12,842	香川県	21,899	943
神奈川県	241,671	8,917	愛媛県	10,855	602
新潟県	29,295	1,043	高知県	5,049	189
富山県	1,058	67	福岡県	97,159	2,676
石川県	20,822	760	佐賀県	5,443	288
福井県	6,449	278	長崎県	12,723	482
山梨県	6,651	413	熊本県	3,918	203
長野県	42,864	1,761	大分県	14,609	600
岐阜県	17,853	768	宮崎県	13,943	479
静岡県	36,838	1,727	鹿児島県	17,449	534
愛知県	236,083	6,781	沖縄県	23,680	855
三重県	20,703	909			

移動支援事業 都道府県別1人あたりの利用時間(平成26年3月利用分)

(個別支援型)

【平均】10.6時間 【最大】大阪府(20.3時間) 【最小】岩手県、富山県(6.1時間)

(単位:時間)



※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。
 ※「平均10.6時間」は、都道府県ごとの値を単純平均したもの。

移動支援事業 都道府県別の延べ利用時間と実利用人員(平成26年3月分)

(個別支援型)

都道府県	延べ利用時間 (時間)	実利用人員 (人)	都道府県	延べ利用時間 (時間)	実利用人員 (人)
北海道	43,411	4,111	滋賀県	10,333	1,233
青森県	3,413	432	京都府	60,197	3,775
岩手県	1,002	164	大阪府	375,997	18,565
宮城県	12,040	904	兵庫県	113,417	6,318
秋田県	265	43	奈良県	21,002	1,959
山形県	1,451	214	和歌山県	6,589	753
福島県	9,118	1,004	鳥取県	3,262	362
茨城県	4,535	505	島根県	6,466	697
栃木県	5,220	702	岡山県	14,461	1,240
群馬県	15,062	1,236	広島県	65,436	4,207
埼玉県	63,907	3,872	山口県	1,998	197
千葉県	38,590	3,103	徳島県	7,275	735
東京都	183,239	12,842	香川県	8,801	943
神奈川県	56,764	8,917	愛媛県	4,914	602
新潟県	10,847	1,043	高知県	1,937	189
富山県	410	67	福岡県	37,400	2,676
石川県	8,321	760	佐賀県	2,389	288
福井県	2,326	278	長崎県	5,919	482
山梨県	3,127	413	熊本県	1,750	203
長野県	21,461	1,761	大分県	6,762	600
岐阜県	7,069	768	宮崎県	5,551	479
静岡県	16,037	1,727	鹿児島県	6,177	534
愛知県	98,708	6,781	沖縄県	8,925	855
三重県	7,698	909			